

使わなかった保険料が戻ってくる
“新しいカタチの特定疾病治療保険”



TOKIO MARINE
NICHIDO

あんしん治療サポート保険 R

2023年8月
新発売

特定疾病治療保険(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加[無配当]

契約年齢 20歳～65歳



商品の特長を
ご紹介する動画は
こちら!



あんしんセエメエ

変わりつづける世界に、「あんしん」を。
東京海上日動あんしん生命

≧「生活習慣病は心配だけどまだ先のこと」「それ
あんしん治療サポート保険 **R** は、2つの「R」で“新し



所定の年齢までに
払い込んだ保険料^{*1}の
使わなかった分をリターン^{*2}します!

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢によって下記のとおりとなります。

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳



一生涯の特定疾病治療保障を、
加入時のお手ごろな保険料で
リザーブ(予約)します!

しかも、所定の年齢に到達し、
健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の、

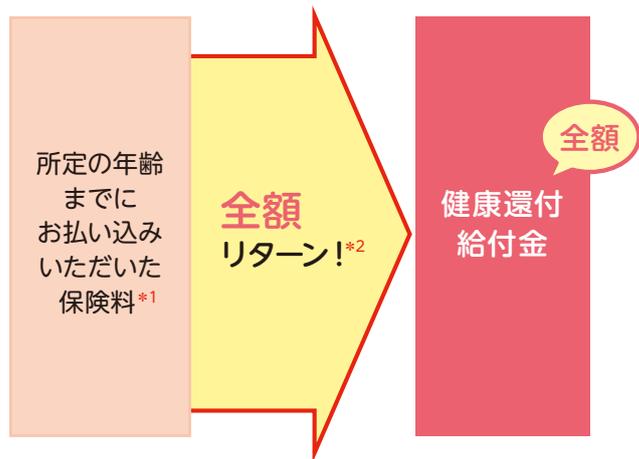
- 保険料は加入時のままで変わりません。
- 保障は一生涯確保できます。

*1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)

「これまでの保険料がもったいない」という方におすすめの「特定疾病治療保険のカタチ」をご提案します

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*1は、「健康還付給付金」もしくは、「特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金」としてお受け取りいただくことができます。お受け取りいただいた特定疾病治療給付金等の合計額がお払い込みいただいた保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受取りはありません。

● 特定疾病治療給付金等のお受取りがない場合



● 特定疾病治療給付金等のお受取りがあった場合



特定疾病治療給付金等のお受取りがなければ、所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*1を、健康還付給付金としてお受け取りいただくことができますので、**実質的な保険料負担を軽くすることができます。**

8つの生活習慣病で入院・通院するリスクが高まる時期に、**加入時のお手ごろな保険料のまま、保障を継続することができます。**

【あんしん治療サポート保険Rと当社特定疾病治療保険(あんしん治療サポート保険)に加入した場合の例】

〔性別:男性/保険契約の型:II型/基準給付金額:50万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%) / 保険期間・保険料払込期間:終身(口座振替扱) / 健康割引保険料率適用 (2023年8月2日現在)〕

● 40歳であんしん治療サポート保険Rに加入した場合 [健康還付給付金受取対象年齢:70歳]

(70歳までに特定疾病治療給付金等のお受取りがない場合)
健康還付給付金額 **2,869,200円** (7,970円×12か月×30年)

月払保険料 **7,970円**

月払保険料 **7,970円**
加入時の保険料のまま継続

▲40歳

▲70歳

● 70歳で当社特定疾病治療保険(あんしん治療サポート保険)に加入した場合

告知項目に該当がなければ、70歳で保険に加入することもできますが、70歳までの保障がなく、毎月の**保険料はあんしん治療サポート保険Rよりも高くなります。**

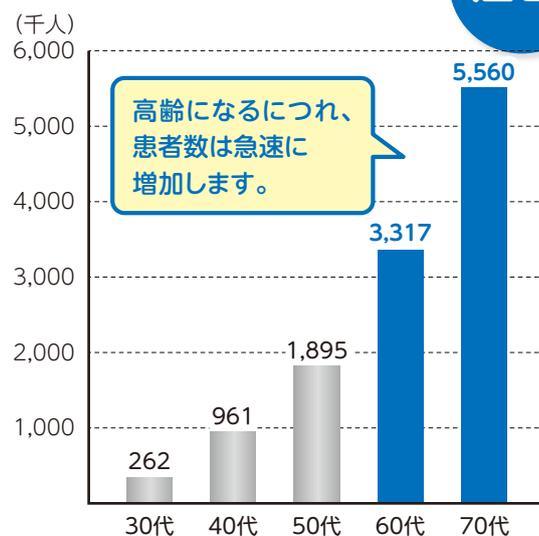
未加入期間

月払保険料 **12,255円*3**

▲40歳

▲70歳

【年代別8疾病総患者数(千人)】



出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成
※上記患者数を総計した8疾病とこの保険の保障範囲は異なります。

*2 被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

*3 2023年8月2日時点のあんしん治療サポート保険(特定疾病治療保険(無解約返戻金型))の保険料であり、将来変更となる可能性もございます。

実は身近な生活習慣病 日ごろの生活習慣がさま

思い当たることはありませんか？



偏った食生活



運動不足

小さな生活習慣の乱れが
積み重なって…



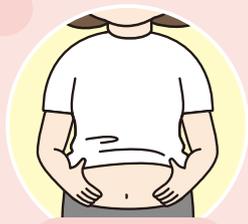
喫煙



飲酒



ストレス



肥満



生活習慣病を
早期発見・早期治療
することが大切です！

健康診断で異常が
発覚することも…

高血糖

脂質
異常症

高血圧症

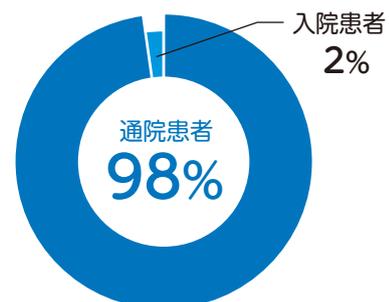
＼ご存じですか？／

生活習慣病は通院で治療するケースが多くなっています

8つの生活習慣病にかかった人のうち、
約**98%**が通院治療を行っています。

出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成

●8疾病の入院・通院患者の割合



そこで!

通院の保障をはじめ、健康増進～長期治療まで

さまざまな**病気の原因**になってしまうかもしれません

8つの生活習慣病の総患者数

約**1,627**万人



場合によっては
重症化することも…

● 疾病別総患者数

- 糖尿病…………… 約**579**万人
- がん…………… 約**368**万人
- 心疾患…………… 約**305**万人
- 脳血管疾患…………… 約**177**万人
- 腎疾患…………… 約**84**万人
- 肝疾患…………… 約**75**万人
- 動脈疾患…………… 約**29**万人
- 膵疾患…………… 約**10**万人

出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成
※上記患者数を例示した各疾病と、この保険の保障範囲が異なる場合があります。

8つの生活習慣病の平均治療期間

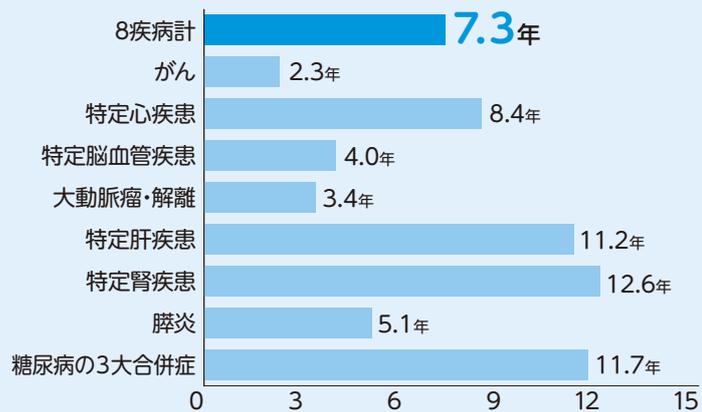
約**7.3**年



治療は**長期化**
することもあります

● 8疾病の平均治療期間

(治療終了者または診断から5年以上経過した治療中患者)



出典:「8疾病経験者へのアンケート調査」当社調べ(2023年5月)

医療保険だけで大丈夫？

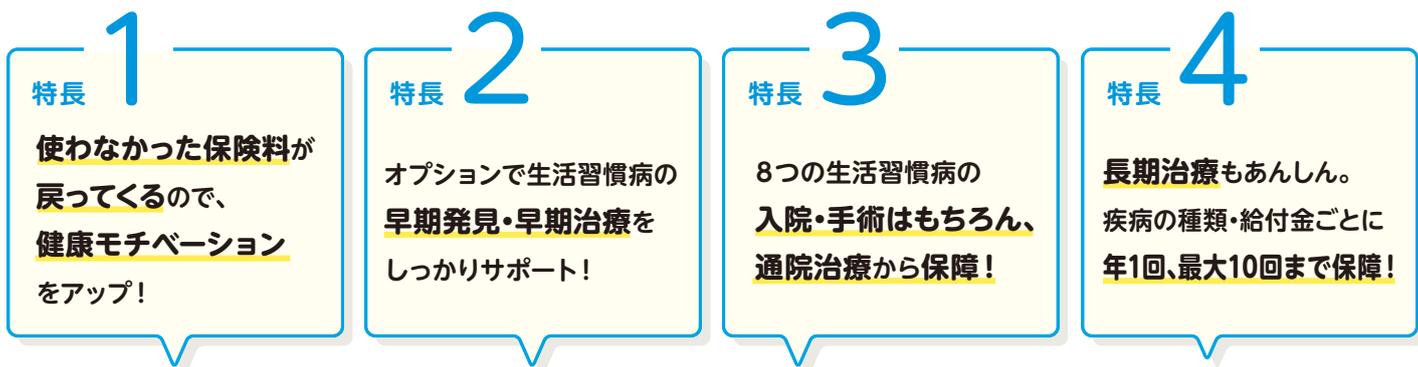
一般的な医療保険(主契約)は**入院・手術の保障**がメインです



※当社商品をもとに保障範囲を記載しています。一般的な医療保険の主契約は、病気やケガで入院・手術したときに保障します。保障内容は保険会社や商品により異なりますので、詳細は各商品の「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

サポートするあんしん治療サポート保険Rがおすすめです!

健康増進～長期治療まですべてカバーする あんしん



使わなかった保険料を**リターン**

主契約

健康還付特則

生活習慣病の**早期発見・早期治療**をサポート

早期治療支援特約 (オプション)

8つの生活習慣病の治療に備える

主契約

あんしん治療サポート保険R
特定疾病治療保険(無解約返戻金型)
健康還付特則 付加
〈保険契約の型: II型の場合〉

+

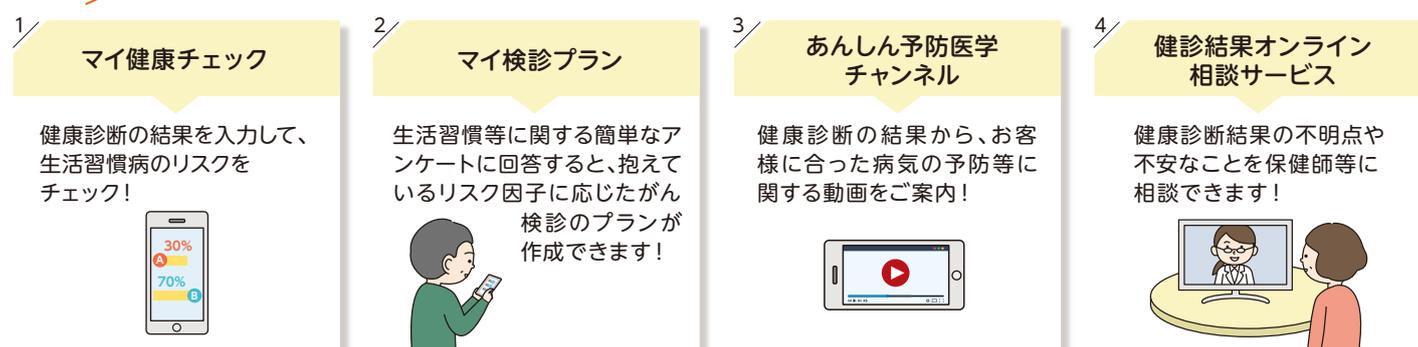
多彩なオプションで保障を充実!

5 **特長** 付帯サービスで**健康増進・早期発見**をさらにサポート!

あんしんヘルスケアの解説動画はこちら (約3分)



NEW! あんしんヘルスケア 被保険者向け 無料



サービスは予告なく変更される場合があります。

他にもさまざまなサービスをご用意しています! (詳しくは15～16ページ)

治療サポート保険Rの特長と保障一覧

保障一覧

主契約



8つの生活習慣病の 治療に備える

あんしん治療サポート保険R

特定疾病治療保険
(無解約返戻金型)
健康還付特則 付加

詳しくは7~10ページ

どんなとき

保険契約の型に応じて以下の疾病で**入院**
または**手術、通院**による治療を受けたとき

対象となる疾病の種類<保険契約の型:II型の場合>

- がん (悪性新生物・上皮内新生物) ⚠️
- 特定心疾患 (狭心症・急性心筋梗塞・心不全など)
- 特定脳血管疾患 (一過性脳虚血発作・脳卒中など)
- 大動脈瘤・解離
- 特定肝疾患 (慢性肝炎・肝硬変)
- 特定腎疾患 (慢性腎炎・慢性腎不全)
- 膵炎 (急性膵炎・慢性膵炎)
- 糖尿病の3大合併症 (糖尿病腎症・糖尿病網膜症・糖尿病神経障害)

お受取金額の例

入院または手術

1回 **50万円**

疾病の種類ごとに1年に1回*1
かつ通算10回を限度
(上皮内新生物は通算1回を限度)

通院治療

1回 **10万円**

疾病の種類ごとに1年に1回*1
かつ通算10回を限度
(上皮内新生物は通算1回を限度)

健康還付特則

詳しくは7・9ページ

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*2から、それまでにお受け取りいただいた給付金を差し引いた金額をお受け取りいただけます*3。

ご契約年齢	20~50歳	51~55歳	56~65歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

40歳以上の
すべての方におすすめ!



生活習慣病の 早期発見・早期治療を サポート

早期治療支援特約

詳しくは11~12ページ

健康診断の結果、①~⑤のいずれかの項目
で所定の基準に該当し、180日以内に病院
で受診したとき

- ① 血圧
- ② 脂質
- ③ 肝機能
- ④ 糖代謝
- ⑤ 腎機能

1回 **2万円**

1回の健康診断につき1回
各保険年度ごとに1回
(同一の項目によるお支払いは
2保険年度に1回)
通算5回を限度

- *1 がんについては、悪性新生物・上皮内新生物それぞれに支払限度を適用します。
- *2 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)
- *3 保険期間を通じて1回を限度

他にもニーズに合わせてオプションをお選びいただけます。 (詳しくは13~14ページ)

入院一時給付金特約
(特定疾病治療保険用)

がん特定治療保障特約 ⚠️

先進医療特約

⚠️ がんについて保障の開始まで
90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、P.25~の注意事項を必ずご確認ください。



あんしん治療サポート保険R

特定疾病治療保険(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加

保険期間・保険料払込期間
終身



- **8つの生活習慣病**を、入院・手術はもちろん**通院治療から保障**(保険契約の型:II型の場合)
- 治療が長期化したときも安心。疾病の種類・給付金ごとに**年1回、最大10回**まで保障

こんなときお支払いします	給付金額等	支払限度
基本保障 保険契約の型に応じて 下表の対象疾病で 入院 をされたとき または 手術 を受けられたとき	基準給付金額 特定疾病治療給付金 1回 50万円 30万円*1・50万円から選択できます。	疾病の種類ごとに1年に1回*2 かつ通算10回を限度 (上皮内新生物は通算1回を限度)
保険契約の型に応じて 下表の対象疾病で 通院 をされたとき	特定疾病通院給付金 1回 10万円 給付割合は20%です。(基準給付金額×給付割合)	疾病の種類ごとに1年に1回*2 かつ通算10回を限度 (上皮内新生物は通算1回を限度)
健康還付特則 被保険者が 健康還付給付金 支払日 *3に 生存されているとき	健康還付給付金 所定の年齢までにお支払いいただいた保険料*4から、それまでにお受け取り いただいた特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金を差し引いた金額を お受け取りいただけます。(保険期間を通じて1回を限度)	健康還付給付金の お受取例は、P.9

ご契約年齢	20~50歳	51~55歳	56~65歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

お支払対象となる疾病の種類(型ごとの対象疾病)

2つの型からお選びください

がん *2 ⚠️	悪性新生物・上皮内新生物	I型 3疾病	II型 8疾病
特定心疾患 *5	狭心症・急性心筋梗塞・心不全など		
特定脳血管疾患 *6	一過性脳虚血発作・脳卒中など		
大動脈瘤・解離	大動脈瘤・大動脈解離		
特定肝疾患	慢性肝炎・肝硬変		
特定腎疾患	慢性腎炎・慢性腎不全		
脾炎	急性脾炎・慢性脾炎		
糖尿病の3大合併症	糖尿病腎症・糖尿病網膜症・糖尿病神経障害		



対象となる疾病の種類について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- *1 ご契約年齢が50歳以上の場合、20万円も選択できます。 *2 がんについては、悪性新生物・上皮内新生物それぞれに支払限度を適用します。
- *3 被保険者が健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
- *4 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)
- *5 リウマチ性心疾患・高血圧性心疾患・不整脈・心臓弁膜症を除きます。 *6 脳動脈閉塞・狭窄を除きます。

⚠️ **がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

保障内容について、P.25~の注意事項を必ずご確認ください。

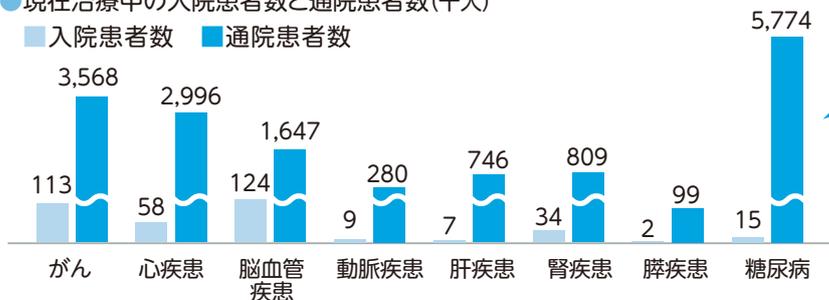
気になる生活習慣病の通院・入院・手術に備えられます

気になるDATA

！ 通院で治療するケースが多くなっています。

● 現在治療中の入院患者数と通院患者数(千人)

■ 入院患者数 ■ 通院患者数

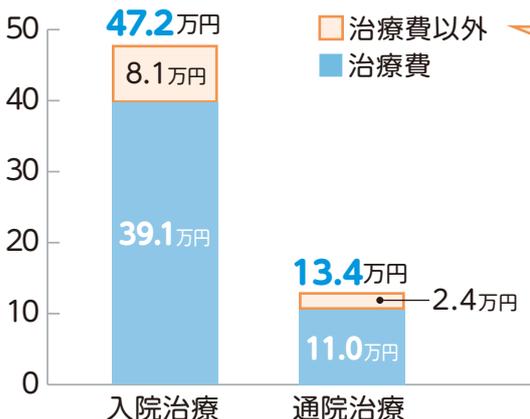


8疾病の通院患者数は入院患者数の約**44倍!**

出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成
※患者数を例示した各疾病と、この保険の保障範囲が異なる場合があります。

！ 生活習慣病の治療には経済的負担がかかります。

● 8疾病の治療にかかる年間平均の自己負担額



治療費以外にも自己負担となるさまざまな出費があります。



差額ベッド代



入院中の食事代



見舞い返し代



入院時の交通費
(電車・タクシー代等)



家族・付添い人の
交通費

等

出典:「8疾病経験者へのアンケート調査」当社調べ(2023年5月)

！ 生活習慣病になってしまった場合の具体的な治療の流れをみてみましょう。

● 腎疾患(慢性腎炎・慢性腎不全)のケース

50歳・男性(年収:370~770万)の場合

入院………4日 + 通院………1,659日 = 費用の合計
自己負担額 80,688円 + 自己負担額 1,532,731円 = **1,613,419円**

50歳(1年目)	51歳(2年目)	52~58歳(3~9年目)	59歳(10年目)...
通院	通院	通院	入院・手術 通院
薬物療法	薬物療法	薬物療法	シャント手術 透析療法
健康診断で高血圧の指摘があり、近くのクリニックを紹介された。降圧薬の服用を開始するが自覚症状がなかったため、通院を自己判断で中断。	健康診断で再度血圧の指摘を受け、病院で受診したところ、 高血圧性腎硬化症 と診断。投薬治療を再開し治療を継続するが、腎機能は徐々に低下。	毎月の通院と薬の服用を継続し、定期的に検査も実施するが、腎機能は徐々に低下し 慢性腎臓病ステージG3a~G3b へと進行。	慢性腎臓病ステージG4 と診断され、体のあちこちにむくみがではじめる。その後、 ステージG5 と診断され、シャント手術を受け、69歳まで血液透析を継続。

※自己負担額は、医療費の3割または高額療養費制度・特定疾病療養受療制度が適用された場合は適用後の金額で計算しています。また、差額ベッド代や食事代等の金額は含みません。

※高血圧性腎硬化症、慢性腎臓病ステージG4・5はあんしん治療サポート保険Rのお支払い対象となります。(保険契約の型により対象となる疾病の種類は異なります。)

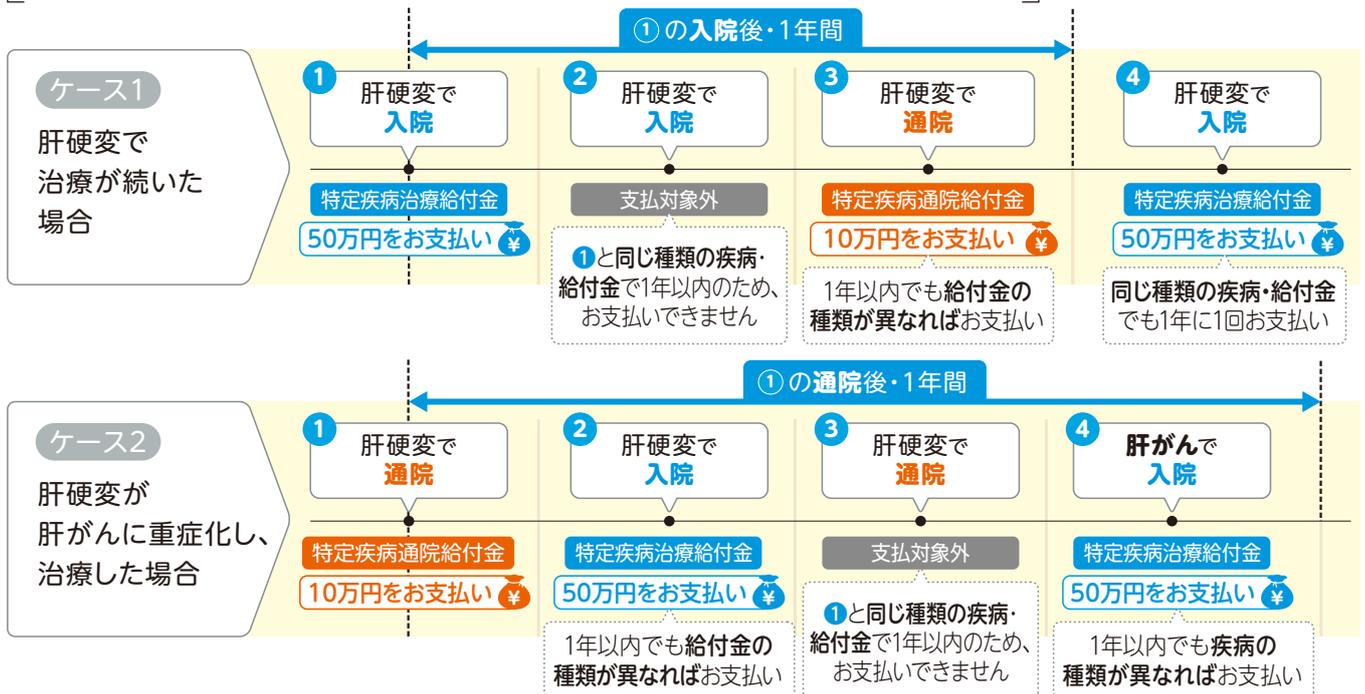
(注)本事例は、一例として掲載しています。同じ病状であっても病気の進行や回復状況は異なります。実際の疾病の標準的な治療や療養等を示したものではありません。



主契約の特定疾病治療給付金(入院・手術)・特定疾病通院給付金(通院)のお受取例

疾病の種類・給付金ごとに、1年に1回のお支払いとなります。給付金のお支払対象となった入院・手術(または通院)から1年間は同一の種類の疾病で支払事由に該当してもお支払いできません。

[契約条件 | ● 保険契約の型:Ⅱ型 ● 基準給付金額:50万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%)] の場合



健康還付給付金(リターン)のお受取例

[契約条件 | ● ご契約年齢:40歳(男性) ● 保険契約の型:Ⅱ型 ● 基準給付金額:50万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%)
● 保険期間・保険料払込期間:終身 ● 月払保険料(口座振替):7,970円(健康割引保険料率の場合)] の場合

2023年8月2日現在

ケース① 特定疾病治療給付金等のお受取りがない場合

所定の年齢までにお支払い込みいただいた保険料*1 **全額**をお受け取り



ケース② 特定疾病治療給付金等のお受取りがあった場合

既にお受け取りいただいた特定疾病治療給付金等を差し引いた金額をお受け取り



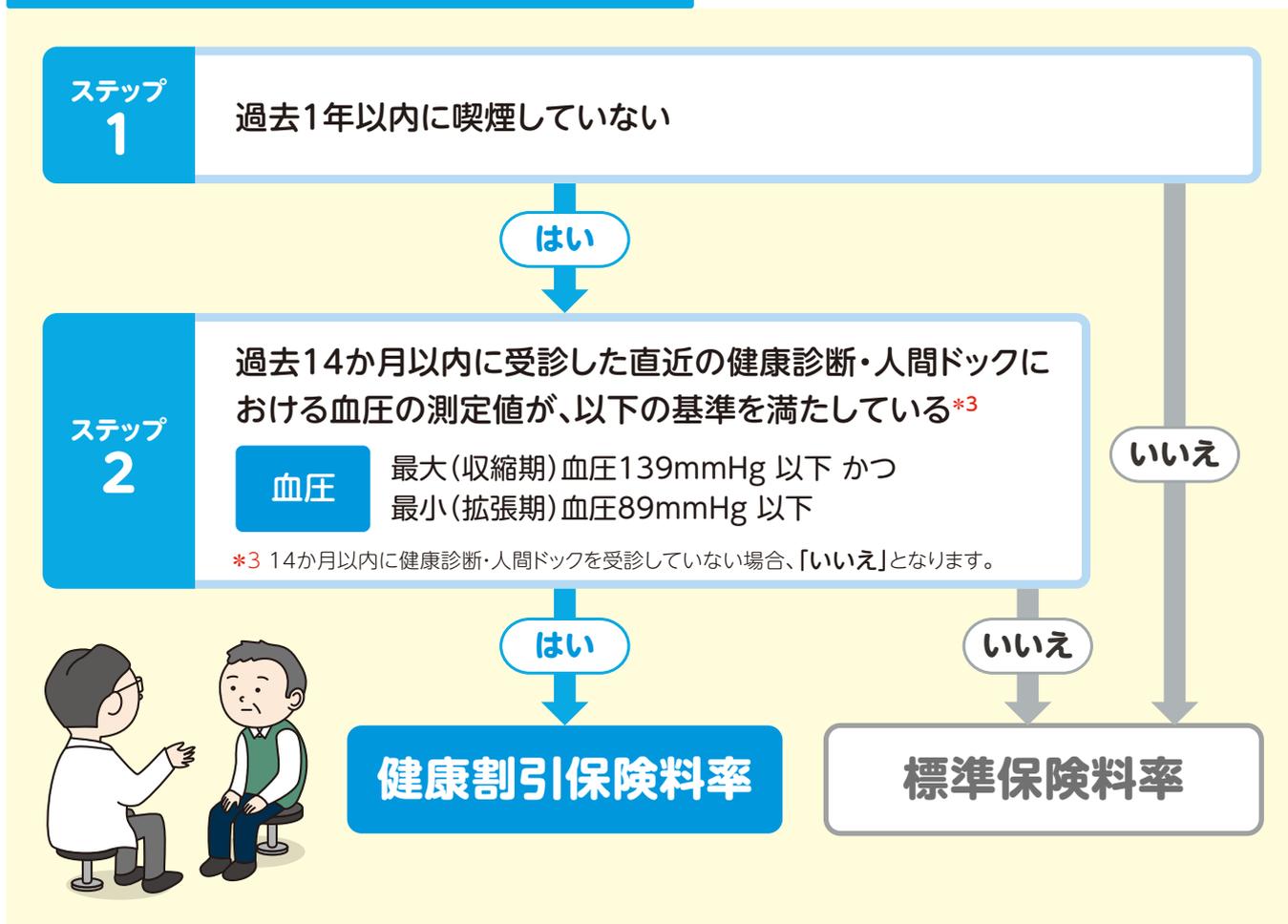
*1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)

適用する保険料率について

- 被保険者の喫煙状況や血圧値が当社の定める基準を満たす場合、標準保険料よりも**割安な保険料*2(健康割引保険料率)**でお申し込みいただけます。

*2 特約の保険料は対象外です。

健康割引保険料率の適用基準



〈月払保険料例〉 下記のご契約条件は同一とし、適用保険料率を比較した場合の保険料は、以下のとおりです。

契約条件	●ご契約年齢:40歳(男性) ●保険契約の型:Ⅱ型 ●基準給付金額:50万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%) ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●月払・口座振替扱	の場合
------	---	-----

健康割引保険料率

7,970円

標準保険料率

8,835円

(2023年8月2日現在)

ご注意事項

- ・被保険者の喫煙状況や健康状態は、事実をありのままに告知してください。お申込内容により、被保険者の喫煙状況や健康状態を確認するため、健康診断結果のご提出をお願いすることや、所定の検査を求め、健康診断を受診した医療機関に問い合わせを行うことなどがあります。
- ・告知の内容が事実と異なる場合には、**ご契約が解除されたり、正しい保険料率が適用され、追加保険料のお払込みが必要となる場合があります。**
- ・適用される保険料率については、今回当社が得た情報に加え、過去に当社が得た情報も含め、総合的な判断に基づいて決定します。
- ・「健康割引保険料率」とは当社の呼称であり、「健康割引保険料率」の基準に該当されない方が健康でないということではありません。



早期治療支援特約

保険期間・保険料払込期間

10年(75歳まで自動更新が可能)



この特約のポイント

- 健康診断で所定のいずれかの基準に該当し、

180日以内に病院で受診(入院・通院)したとき**2万円**をお受け取り

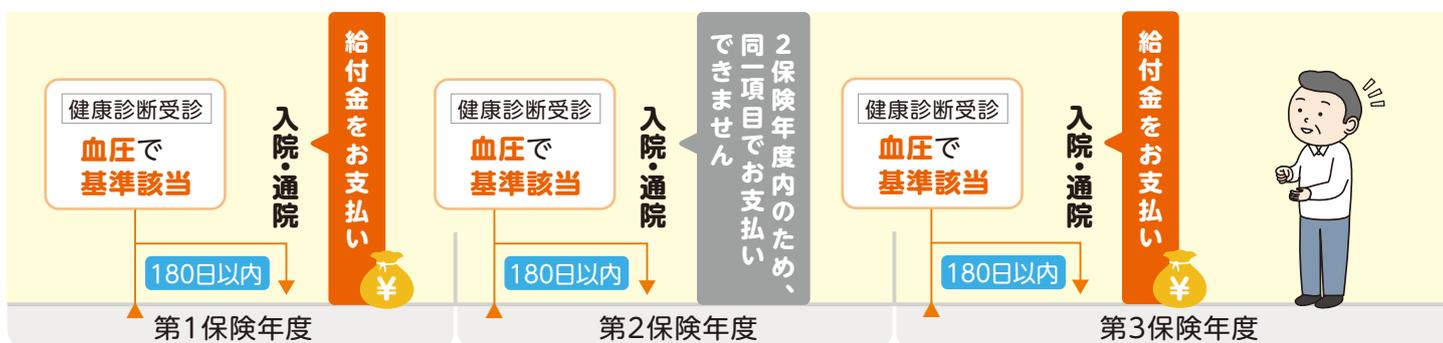
こんなときお支払いします	給付金額	支払限度
<p>以下①・②いずれも該当されたとき</p> <p>① 健康診断*1の結果、対象のいずれかの項目・基準に該当したとき</p> <p>② 健康診断の受診日の翌日からその日を含めて180日以内に所定の入院または通院をされたとき</p> <p>(健康診断で異常指摘があった項目について精密検査)を受けるための入院・通院を含みます。</p>	<p>早期治療支援給付金</p> <p>1回 2万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の健康診断につき1回 ・各保険年度*2ごとに1回(同一の項目によるお支払い*3は2保険年度に1回) ・通算5回を限度

■対象となる健康診断の項目*4および基準

以下の基準は、**要精密検査・要治療に相当する基準**です。

項目	基準
① 血圧(mmHg)	最大(収縮期) 160以上 または 最小(拡張期) 100以上
② 脂質(mg/dL)	LDLコレステロール59以下 または 180以上
③ 肝機能(U/L)	AST(GOT)51以上、ALT(GPT)51以上 または γ -GT(γ -GTP)101以上
④ 糖代謝*5	HbA1c(%) 6.5以上
⑤ 腎機能*6	尿蛋白(2+)以上 または eGFR(mL/min/1.73m ²)44.9以下

■お受取例 その他お受取例について (詳しくは22ページ)



*1 対象となる健康診断は次のとおりです。ただし、健康診断の項目として上表の①～⑤のすべての項目が含まれるものに限りま

す。・職場で実施される定期健康診断 ・40歳～74歳の方を対象とする特定健康診査 ・人間ドックその他の医療機関で受けた健康診断 など

*2 保険年度とは、年単位の契約応当日からその日を含めて次の年単位の契約応当日の前日までの各期間をいいます。

*3 1回の健康診断の結果、複数の項目で基準に該当し、早期治療支援給付金が支払われた場合は、基準に該当したそれぞれの項目について早期治療支援給付金が支払われたものとみなします。

*4 複数の基準がある項目は、そのいずれかについて測定結果が記録されることが必要です。ただし、血圧については、収縮期血圧・拡張期血圧のいずれも測定されることが必要です。

*5 HbA1cの測定結果が記録されておらず、かつ血糖が126mg/dL以上である場合は基準に該当したものとします。

*6 尿蛋白、eGFRのいずれかが基準に該当することを条件とします。ただし、eGFRの測定結果が記録されておらず、かつクレアチニンが男性1.3mg/dL以上、女性1.0mg/dL以上である場合は基準に該当したものとします。

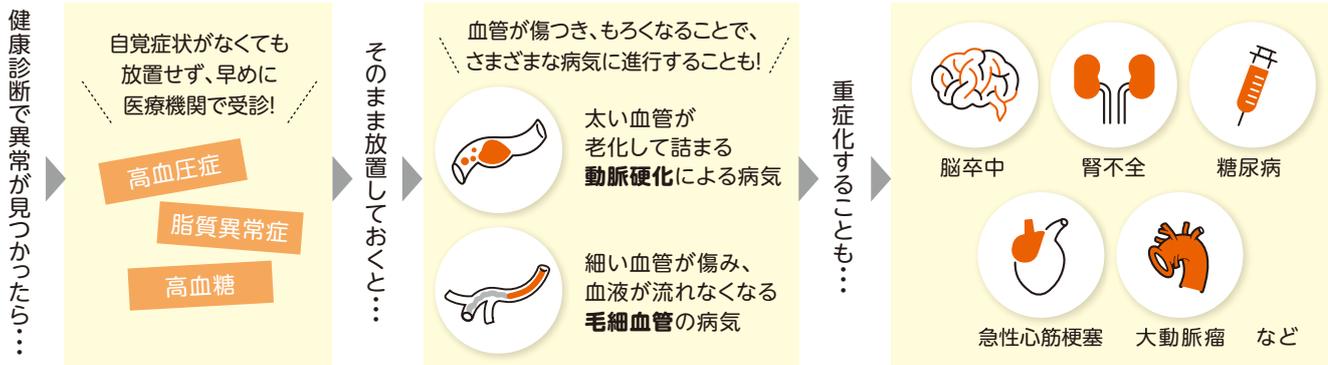
生活習慣病の早期発見・早期治療をサポートする特約です

わかりやすく
動画でご案内!
(約3分)



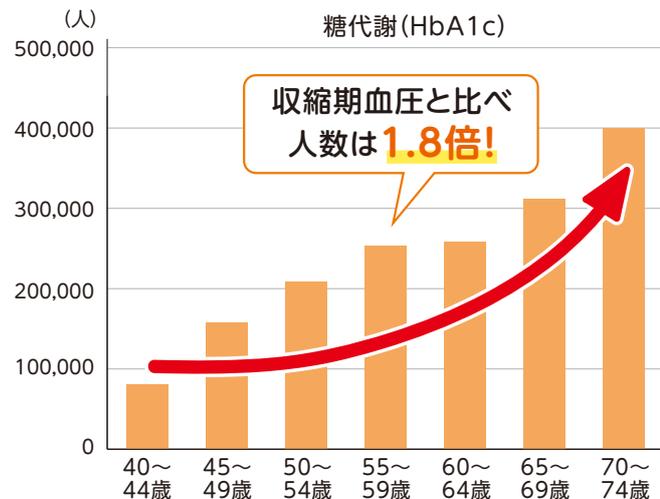
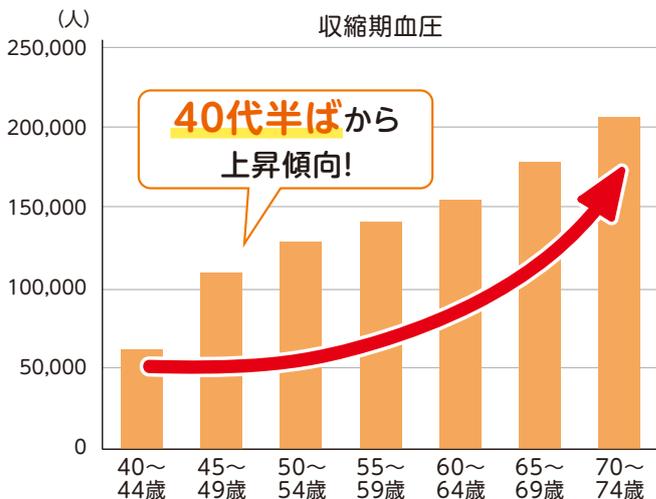
気になるDATA

! 健康診断で指摘を受けたら、放置せずに病院で受診することが**早期発見・早期治療に繋がります。**



! 健康診断で指摘を受けている人は**年齢とともに増えています。**

●健康診断で要精密検査・要治療相当に該当する人数



出典:厚生労働省「収縮期血圧・HbA1C 都道府県別性年齢階級別分布(2019年度)」より当社作成

- ご加入後、以下をすべて満たした方は**必ずご請求**ください!
 - **対象の項目・基準に該当している**
 - 対象の項目の治療のために**健康診断の受診日の翌日からその日を含めて180日以内**に入院または通院をした
 - 同一の項目で前保険年度にお支払いがない
- お忘れなく!

➡ 早期治療支援特約をご契約のお客様向けに、保障内容をお知らせする**お手紙とメール*7**を年に**1回**ご送付させていただきます。ご確認のうえ、**請求漏れのないようご注意ください**。また、あんしんヘルスケア(詳しくは15ページ)に健康診断結果を登録し、対象の項目が基準に該当していないか自動的にチェックできますので、ぜひお試しください。

*7 申込手続き時、またはマイページにてメールアドレスをご登録ください。

! 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

保障内容について、P.25~の注意事項を必ずご確認ください。

保障一覧

主契約

適用
保険料率

支援
早期治療

がん特定
治療保障

入院一時
給付金

先進医療

サービス

保険料表

Q & A

注意事項



がん特定治療保障特約

保険期間・保険料払込期間
5年(90歳まで自動更新が可能)

この特約の ポイント

● **がんの自由診療等を月払保険料500円*1で通算1億円まで保障**

こんなときお支払いします	給付金額	支払限度額
<p>がん(悪性新生物・上皮内新生物)の治療のため、以下のいずれかの診療*2が行われる入院または通院をされたとき</p> <p>①公的医療保険制度における患者申出療養または評価療養(先進医療を除きます。)による診療</p> <p>②対象病院において行われる所定の自由診療</p>	<p>特定治療給付金</p> <p>診療*2にかかわる費用と同額</p>	<p>通算1億円</p>

*1 2023年8月2日現在の口座振替扱の保険料です。

*2 診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。

●患者申出療養・評価療養・自由診療について(詳しくは23ページ)のQ&Aをご参照ください。

対象病院とは？

診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている都道府県がん診療連携拠点病院等をいいます。

2023年4月1日時点で
全国465病院!

対象病院は、専用ホームページからご確認いただけます。



*対象病院において、自費診療の受診を確約するものではございません。

https://www.medicalnote-tm.jp/agreement_hospitals

次の費用は給付金のお支払いの対象になりません。

- **患者申出療養**または**評価療養**(先進医療を除きます。)の場合は、公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます。)
- 選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。)および先進医療にかかわる技術料
- 遺伝子パネル検査にかかわる費用

さらに 当社から**医療機関へ給付金を直接お支払い**するサービスがあります。(詳しくは24ページ)

気になるDATA

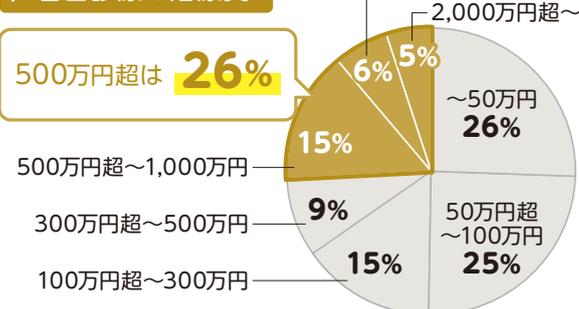
! 公的医療保険制度の対象とならない自由診療等を受ける場合、費用が高額となる場合があります。

がんの治療は、まず有効性・安全性が確認された標準治療(保険診療)を受けます。標準治療が終了した場合等に、**患者申出療養・評価療養・自由診療等**の治療を受ける選択肢がありますが、これらの治療費は自己負担が高額になるケースが多くあります。

受けたい治療を
経済的な理由で
あきらめたくない…



自由診療の治療費



がんの“自由診療” について

動画でご覧
いただけます(約2分)



[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。出典:「がん治療に関する調査」当社調べ(2021年1月)

! がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

それぞれの保障内容について、P.25～の注意事項を必ずご確認ください。



入院一時給付金特約

(特定疾病治療保険用)

保険期間 保険料払込期間
終身 主契約と同じ



この特約の
ポイント

●主契約のお支払対象ではない病気やケガも対象!

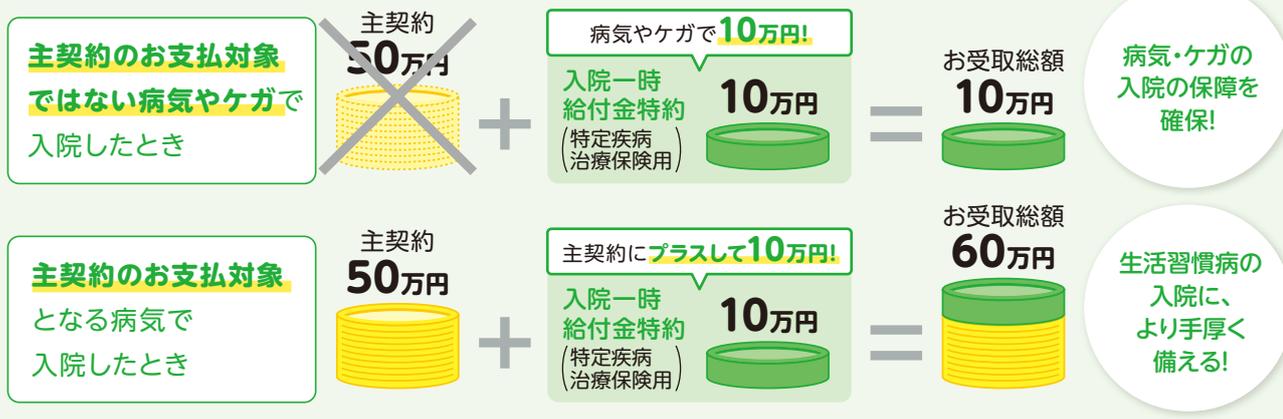
入院をされたとき、入院一時給付金をお受け取り

こんなときお支払いします	給付金額等	支払限度
病気やケガで所定の入院をされたとき	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;"> 疾病入院一時給付金 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;"> 災害入院一時給付金 </div> </div> <p>1回の入院につき5万円~10万円 1万円単位で設定できます。</p>	病気・ケガそれぞれ 保険期間を通じて 100回

※疾病入院一時給付金および災害入院一時給付金は、1回の入院に対して重複してお支払いしません。

お受取りイメージ

主契約の基準給付金額：50万円、特約の入院一時給付金額：10万円の場合



先進医療に備えたい方に



先進医療特約

保険期間・保険料払込期間
10年 (90歳まで自動更新が可能)



この特約の
ポイント

●先進医療にかかわる技術料と同額を**通算2,000万円**まで保障

こんなときお支払いします	給付金額	支払限度額
病気やケガにより公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> 先進医療給付金 </div> <p>先進医療にかかわる技術料と同額</p>	通算 2,000万円

さらに 当社から**医療機関へ給付金を直接お支払い**するサービスがあります。 (詳しくは24ページ)

! 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

生活習慣病の予防や**早期発見、重症化予防**に繋がる各種

NEW! あんしんヘルスケア

被保険者向け

無料

POINT 1
健康診断結果を撮って、疾病リスクをシミュレーション!

POINT 2
抱えているリスク因子に応じたがん検診プランを作成!

POINT 3
登録した健康診断結果に基づいたおすすめ動画

POINT 4
オンラインで健康診断結果について相談!

健康診断結果が早期治療支援特約の支払基準に該当していないかチェック!

LINE登録でお役立ち情報をGET!

※実際に提供されるWebサービスの画面とは異なる場合があります。

あんしんヘルスケアならその他にも様々なサービスをご利用いただけます!

Medical Note for 東京海上グループ

提供: 株式会社メディカルノート

● 専用ホームページで専門医監修の**信頼できる医療情報**をご提供します。



オンライン医療相談サービス

気になる症状や治療等について、Webで医療相談ができます。



病気・症状辞典サービス

病気や症状をWebで簡単に検索できます。



がん精密検査予約サービス

専門的な医療を提供している病院から選んでがん精密検査の受診の予約ができます。



セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。



医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。

メディカルアシスト(各種医療サービス)

提供: 東京海上日動メディカルサービス株式会社



ご契約者*・被保険者およびそのご家族向け

(*) 法人を除きます。



0120-363-992

サービスで、お客様の健康寿命延伸をサポートします！

あんしんヘルスケアの
解説動画はこちら
(約3分)



あんしんヘルスケアの
ご利用はこちら

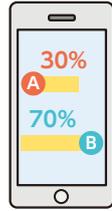


※ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。また、ご利用にあたっては、ホームページの注意事項等をご確認ください。

POINT
1

マイ健康チェック

健康診断結果を入力すると
糖尿病・高血圧・虚血性心疾患・
脳血管疾患のリスクをシミュ
レーションすることができます。



POINT
2

マイ検診プラン

提供:ホワイトヘルスケア株式会社

Web上で生活習慣等に関する
簡単なアンケートに回答すると、
抱えているリスク因子に応じた、
がん検診のプラン(検査の種
類・受診頻度)を作成するこ
とができます。



POINT
3

あんしん予防医学チャンネル

提供:preventive room株式会社

医師監修の生活習慣病
のリスクや予防に関する
豊富な動画コンテンツ
の中から、健康診断の結
果をもとにしたおすすめ
動画を視聴することが
できます。

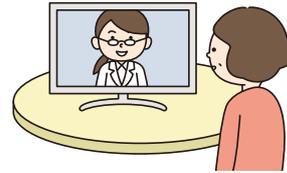


POINT
4

健診結果オンライン相談サービス

提供:東京海上日動メディカルサービス株式会社

健康診断結果の
不明点や不安な点を
オンラインで保健
師等に相談するこ
とができます。



カロママプラス

提供:株式会社リンクアンドコミュニケーション

- 簡単・気軽に健康管理ができる
健康アドバイスアプリをご提供します。

あなたの目標に合わせてコースを選択できます

生活習慣改善	健康維持	やせ体型改善
ヘルシー ダイエット	メタボ改善	健康寿命 伸ばそう

など

- **パーソナルAIコーチ**がタイムリーに、
あなたの目標に合わせて**アドバイス**

アドバイスパターンは
2億通り以上!
(約10万人の栄養管理の
実績にもとづいて作成)



- **食事 運動 睡眠 体重 血圧 血糖値**
などの健康の記録をまとめて管理

- 日常のおからだの悩みから「もしも」のときの緊急対応まで、サポートします。

24時間365日対応 ● 緊急医療相談 ● 一般の健康相談 ● 医療機関案内 ● 転院・患者移送手配

事前予約 ● がん専用相談窓口 ● 予約制専門医相談

(転院・移送の実費については)
お客様のご負担となります。)

など

サービスは予告なく変更される場合があります。詳しくは各サービスのチラシやホームページ等をご覧ください。

保障一覽

主要約

適用
保険料率

早期
治療
支援助

がん
特定
治療
保障

入院一
時
給付金

先進医療

サー
ビス

保険料
表

Q & A

注意事
項

II型(8疾病)

金額:30万円
6万円)基準給付金額:50万円
(通院:10万円)健康還付給付金
のお受取り対象年齢

標準保険料率		健康割引保険料率		標準保険料率		健康還付給付金
保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	
2,874	1,724,400	4,690	2,814,000	4,790	2,874,000	70 歳
2,961	1,741,068	4,810	2,828,280	4,935	2,901,780	
3,042	1,752,192	4,945	2,848,320	5,070	2,920,320	
3,147	1,774,908	5,085	2,867,940	5,245	2,958,180	
3,252	1,795,104	5,240	2,892,480	5,420	2,991,840	
3,360	1,814,400	5,400	2,916,000	5,600	3,024,000	
3,456	1,824,768	5,535	2,922,480	5,760	3,041,280	
3,570	1,842,120	5,690	2,936,040	5,950	3,070,200	
3,678	1,853,712	5,865	2,955,960	6,130	3,089,520	
3,804	1,871,568	6,035	2,969,220	6,340	3,119,280	
3,930	1,886,400	6,215	2,983,200	6,550	3,144,000	
4,050	1,895,400	6,375	2,983,500	6,750	3,159,000	
4,182	1,906,992	6,540	2,982,240	6,970	3,178,320	
4,302	1,910,088	6,725	2,985,900	7,170	3,183,480	
4,443	1,919,376	6,880	2,972,160	7,405	3,198,960	
4,569	1,918,980	7,070	2,969,400	7,615	3,198,300	
4,713	1,922,904	7,240	2,953,920	7,855	3,204,840	
4,854	1,922,184	7,405	2,932,380	8,090	3,203,640	
4,995	1,918,080	7,590	2,914,560	8,325	3,196,800	
5,151	1,916,172	7,785	2,896,020	8,585	3,193,620	
5,301	1,908,360	7,970	2,869,200	8,835	3,180,600	
5,475	1,905,300	8,190	2,850,120	9,125	3,175,500	
5,649	1,898,064	8,410	2,825,760	9,415	3,163,440	
5,835	1,890,540	8,640	2,799,360	9,725	3,150,900	
6,021	1,878,552	8,885	2,772,120	10,035	3,130,920	
6,222	1,866,600	9,120	2,736,000	10,370	3,111,000	
6,480	1,866,240	9,335	2,688,480	10,800	3,110,400	
6,750	1,863,000	9,545	2,634,420	11,250	3,105,000	
7,017	1,852,488	9,750	2,574,000	11,695	3,087,480	
7,311	1,842,372	9,975	2,513,700	12,185	3,070,620	
7,590	1,821,600	10,180	2,443,200	12,650	3,036,000	
7,644	2,201,472	10,805	3,111,840	12,740	3,669,120	
7,929	2,188,404	11,095	3,062,220	13,215	3,647,340	
8,286	2,187,504	11,445	3,021,480	13,810	3,645,840	
8,640	2,177,280	11,820	2,978,640	14,400	3,628,800	
8,997	2,159,280	12,145	2,914,800	14,995	3,598,800	
9,213	2,653,344	12,620	3,634,560	15,355	4,422,240	
9,714	2,681,064	13,130	3,623,880	16,190	4,468,440	
10,224	2,699,136	13,615	3,594,360	17,040	4,498,560	
10,734	2,704,968	14,125	3,559,500	17,890	4,508,280	
11,268	2,704,320	14,625	3,510,000	18,780	4,507,200	
11,922	2,718,216	15,180	3,461,040	19,870	4,530,360	
12,564	2,713,824	15,720	3,395,520	20,940	4,523,040	
13,218	2,696,472	16,240	3,312,960	22,030	4,494,120	
13,863	2,661,696	16,710	3,208,320	23,105	4,436,160	
14,475	2,605,500	17,130	3,083,400	24,125	4,342,500	



特約

ご契約年齢(歳)	早期治療 支援特約*	入院一時 給付金特約 (特定疾病 治療保険用)	先進医療 特約*	がん特定 治療保障 特約*
	2万円	10万円	通算 2,000万円	通算1億円
20	ご契約いただけません	801	年齢によらず 114円 です	年齢によらず 500円 です
21		815		
22		829		
23		845		
24		863		
25		882		
26		901		
27		923		
28		947		
29		971		
30		997		
31		1,023		
32		1,051		
33		1,081		
34		1,112		
35		1,145		
36		1,178		
37		1,214		
38		1,250		
39		1,288		
40	396	1,329		
41	396	1,369		
42	396	1,412		
43	396	1,455		
44	396	1,501		
45	396	1,548		
46	396	1,598		
47	396	1,650		
48	398	1,704		
49	398	1,760		
50	398	1,818		
51	398	1,878		
52	398	1,941		
53	398	2,006		
54	398	2,073		
55	398	2,143		
56	400	2,214		
57	400	2,288		
58	400	2,365		
59	400	2,443		
60	400	2,524		
61	400	2,623		
62	400	2,726		
63	402	2,833		
64	402	2,944		
65	404	3,057		

保障
一覧

主契約

適用
保険料率早期
治療
支援がん
特定
治療
保障入院
一時
給付金先進
医療サー
ビス保険
料表Q
&
A注
意
事
項

保険期間・保険料払込期間は5年・5年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了(早期治療支援特約は75歳満了)を上限とします。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)

⚠ 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。

一方で、特約部分から支払われた給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

Ⅱ型(8疾病)					
金額:30万円 6万円)		基準給付金額:50万円 (通院:10万円)			
標準保険料率		健康割引保険料率		標準保険料率	
保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金
2,712	1,627,200	4,165	2,499,000	4,520	2,712,000
2,775	1,631,700	4,240	2,493,120	4,625	2,719,500
2,838	1,634,688	4,330	2,494,080	4,730	2,724,480
2,919	1,646,316	4,415	2,490,060	4,865	2,743,860
2,997	1,654,344	4,515	2,492,280	4,995	2,757,240
3,078	1,662,120	4,610	2,489,400	5,130	2,770,200
3,156	1,666,368	4,710	2,486,880	5,260	2,777,280
3,237	1,670,292	4,820	2,487,120	5,395	2,783,820
3,327	1,676,808	4,905	2,472,120	5,545	2,794,680
3,426	1,685,592	5,005	2,462,460	5,710	2,809,320
3,504	1,681,920	5,110	2,452,800	5,840	2,803,200
3,591	1,680,588	5,215	2,440,620	5,985	2,800,980
3,678	1,677,168	5,325	2,428,200	6,130	2,795,280
3,771	1,674,324	5,425	2,408,700	6,285	2,790,540
3,852	1,664,064	5,525	2,386,800	6,420	2,773,440
3,939	1,654,380	5,630	2,364,600	6,565	2,757,300
4,020	1,640,160	5,720	2,333,760	6,700	2,733,600
4,110	1,627,560	5,820	2,304,720	6,850	2,712,600
4,194	1,610,496	5,915	2,271,360	6,990	2,684,160
4,281	1,592,532	6,015	2,237,580	7,135	2,654,220
4,374	1,574,640	6,120	2,203,200	7,290	2,624,400
4,491	1,562,868	6,270	2,181,960	7,485	2,604,780
4,617	1,551,312	6,410	2,153,760	7,695	2,585,520
4,734	1,533,816	6,560	2,125,440	7,890	2,556,360
4,863	1,517,256	6,705	2,091,960	8,105	2,528,760
4,980	1,494,000	6,850	2,055,000	8,300	2,490,000
5,088	1,465,344	6,960	2,004,480	8,480	2,442,240
5,199	1,434,924	7,095	1,958,220	8,665	2,391,540
5,304	1,400,256	7,210	1,903,440	8,840	2,333,760
5,397	1,360,044	7,330	1,847,160	8,995	2,266,740
5,499	1,319,760	7,430	1,783,200	9,165	2,199,600
5,934	1,708,992	8,080	2,327,040	9,890	2,848,320
6,054	1,670,904	8,215	2,267,340	10,090	2,784,840
6,189	1,633,896	8,345	2,203,080	10,315	2,723,160
6,306	1,589,112	8,480	2,136,960	10,510	2,648,520
6,432	1,543,680	8,605	2,065,200	10,720	2,572,800
7,089	2,041,632	9,610	2,767,680	11,815	3,402,720
7,263	2,004,588	9,810	2,707,560	12,105	3,340,980
7,458	1,968,912	10,010	2,642,640	12,430	3,281,520
7,623	1,920,996	10,170	2,562,840	12,705	3,201,660
7,800	1,872,000	10,340	2,481,600	13,000	3,120,000
7,917	1,805,076	10,370	2,364,360	13,195	3,008,460
8,028	1,734,048	10,420	2,250,720	13,380	2,890,080
8,154	1,663,416	10,460	2,133,840	13,590	2,772,360
8,268	1,587,456	10,515	2,018,880	13,780	2,645,760
8,379	1,508,220	10,540	1,897,200	13,965	2,513,700



（）契約年齢(歳)	特約				
	早期治療 支援特約*	入院一時 給付金特約 (特定疾病 治療保険用)	先進医療 特約*	がん特定 治療保障 特約*	
	2万円	10万円	通算 2,000万円	通算1億円	
20	（）契約いただけません	883	年齢によらず 114円 です	年齢によらず 500円 です	
21		901			
22		920			
23		937			
24		952			
25		965			
26		977			
27		985			
28		992			
29		997			
30		1,000			
31		1,004			
32		1,008			
33		1,011			
34		1,015			
35		1,019			
36		1,025			
37		1,034			
38		1,046			
39		1,060			
40		160			1,077
41		166			1,095
42		174			1,118
43		182			1,143
44		192			1,169
45		200			1,198
46		210			1,229
47		220			1,262
48		230			1,296
49		240			1,333
50	250	1,371			
51	258	1,411			
52	268	1,452			
53	274	1,495			
54	280	1,541			
55	282	1,588			
56	284	1,638			
57	286	1,690			
58	286	1,745			
59	286	1,803			
60	286	1,862			
61	290	1,936			
62	292	2,012			
63	294	2,092			
64	296	2,176			
65	300	2,263			

保障一覧

主契約

適用
保険料率

早期治療
支援

がん特定
治療保障

入院一時
給付金

先進医療

サービス

保険料表

Q & A

注意事項

保険期間・保険料払込期間は5年・5年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了(早期治療支援特約は75歳満了)を上限とし
とします。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)

▲ 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。

一方で、特約部分から支払われた給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

Q

8種類の生活習慣病について教えてください

A

がん

正常な細胞が突然変異を起こして腫瘍をつくり、臓器の機能を低下させてしまいます。

心臓の病気

狭心症 心筋梗塞
心不全 など

心臓の筋肉に血液が行きわたらなくなることで一時的に血液不足になったり、心臓の筋肉が壊死します。

肝臓の病気

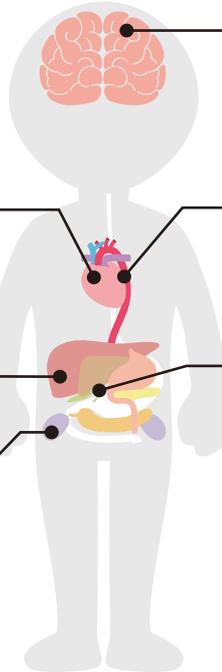
慢性肝炎
肝硬変

ウイルスや生活習慣の乱れから肝臓病を発症し、肝臓本来の働きが果たせなくなってしまいます。

腎臓の病気

慢性腎炎
(高血圧性腎疾患・
ネフローゼ症候群など)
慢性腎不全

腎臓の細い血管が障害をおこす病気で、初期段階では自覚症状が現れにくいのが特徴です。



脳の病気

一過性脳虚血発作
脳卒中 など

脳の血管が詰まる・破れることで起こります。くも膜下出血・脳梗塞・脳出血を総称して、「脳卒中」と呼ぶこともあります。

大動脈の病気

大動脈瘤
大動脈解離

心臓から出すぐの血管である大動脈にコブができたり血管の壁が裂けてしまうことで重大な疾患が起こります。

膵臓の病気

急性膵炎
慢性膵炎

アルコールの飲みすぎや胆石などが原因で膵臓の細胞が壊れて機能が低下してしまいます。

糖尿病の合併症

神経障害 網膜症 腎症

糖尿病により引き起こされる合併症で、進行すると生活の質が大きく低下します。

医療監修：東京海上日動メディカルサービス株式会社
保障の対象となる疾病の種類について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q

生命保険料控除について教えてください

A

適用される生命保険料控除の種類は下表のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
介護医療保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ● あんしん治療サポート保険R(主契約) ● 早期治療支援特約 ● 先進医療特約 ● 入院一時給付金特約(特定疾病治療保険用) ● がん特定治療保障特約

! あんしん治療サポート保険R(主契約)の保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。

生命保険料控除の対象となるのは、同条件で、健康還付特約が付加されていない「あんしん治療サポート保険(特定疾病治療保険(無解約返戻金型))」をご契約いただく場合の保険料相当額となります。

詳細は当社の取扱者/代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

*2023年6月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

Q

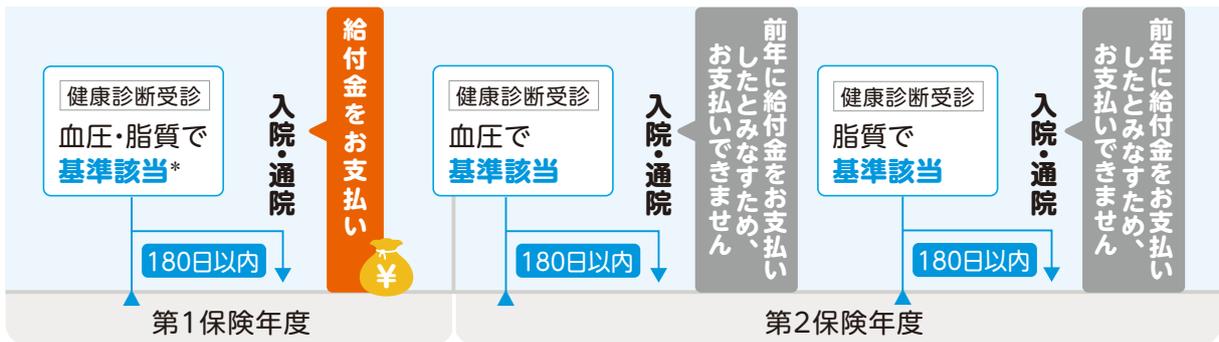
早期治療支援特約のお受取例を教えてください

A

ケース1 同一保険年度内に複数回給付金のお支払事由に該当しても、給付金のお支払いは1回を限度とします。



ケース2 1回の健康診断で複数の項目で基準に該当し、給付金をお支払いした場合、基準に該当したそれぞれの項目について給付金をお支払いしたものとみなします。



同一の項目に対する給付金のお支払いは2保険年度に1回を限度とするため、健康診断の結果、血圧および脂質で基準に該当し、給付金が支払われたときは、翌年度における健康診断の結果、血圧または脂質のいずれの項目で基準に該当した場合でも、給付金はお支払いできません。

*複数の項目に該当した場合も、お支払いする給付金額は2万円となります。

Q

公的医療保険の「先進医療」とは何ですか？

A

厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。

先進医療とは、新しい医療技術に対応すること等を目的に、厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術を用いた療養等をいいます。

先進医療の技術料は公的医療保険制度の給付対象になりません。したがって、先進医療による治療や手術を受けた場合、その技術料は全額自己負担になります。先進医療に伴う技術料以外の診察料、検査料、投薬料、入院料等は公的医療保険制度の給付対象になります。また、先進医療の対象技術は変動しますが、給付金のお支払い等の対象となるものは、治療を受けた時点で先進医療とされているものに限られます。最新情報は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



患者申出療養、評価療養、自由診療とは？



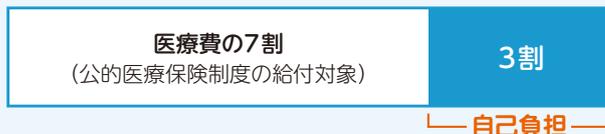
診療の種類と公的医療保険制度の給付の概要は次のとおりです。

診療の種類	診療の概要
保険診療	公的医療保険制度の給付対象となる診療です。
患者申出療養	高度の医療技術を用いた療養で、患者の申出にもとづき厚生労働大臣が定めるものをいいます。保険診療と自費診療の併用が認められていますが、患者申出療養にかかわる費用は自己負担となります。
評価療養 (先進医療等)	高度の医療技術を用いた療養等で、公的医療保険制度の給付対象とするか否かの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。保険診療と自費診療の併用が認められていますが、評価療養にかかわる費用は自己負担となります。先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ●製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ●保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(承認事項の変更申請がなされている場合等)など
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。

公的医療保険制度による自己負担割合のイメージ (6歳以上70歳未満の場合)

●「医療費」は、公的医療保険制度の対象となる部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用です。

標準治療
(保険診療)の場合



患者申出療養・
評価療養(先進医療等)
の場合



自由診療の場合



- 公的医療保険制度の給付対象となる場合、医療費の自己負担額を軽減する「高額療養費制度」があります。詳しくは、P.24をご確認ください。
 - 医療機関で治療を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度がある可能性があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。
- (注) 2023年6月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

Q

高額療養費制度とは？

“高額療養費制度” について

動画でご覧
いただけます(約2分)



A

原則、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関*1でかかった医療費の総額(公的医療保険の対象となる治療)が自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が払い戻される制度です。事前に手続きをすることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることも可能です。

*1 同一の医療機関等における自己負担(院外処方代を含みます。)では限度額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。

70歳未満
の場合

例

- 40歳
- 年収約370万円～約770万円
(下記の所得区分③の場合)

1か月で総医療費が
100万円かかった場合

自己負担額
87,430円

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額*2
① 年収約1,160万円以上 健保:標準報酬月額*3 83万円以上 国保:旧ただし書き所得*4 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 年収約770万円～約1,160万円 健保:標準報酬月額*3 53万～79万円 国保:旧ただし書き所得*4 600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 年収約370万円～約770万円 健保:標準報酬月額*3 28万～50万円 国保:旧ただし書き所得*4 210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ 年収約370万円以下 健保:標準報酬月額*3 26万円以下 国保:旧ただし書き所得*4 210万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

*2 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

*3 厚生年金や健康保険といった社会保険料や保険給付の算定基準となる1か月あたりの給料を1～50等級に区分した額です。

*4 前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額を引いた所得です。

出典:厚生労働省のホームページ等をもとに当社作成

(注)2023年6月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

Q

給付金の直接支払サービスについて教えてください

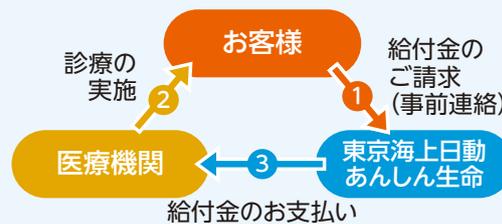
A

当社から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスです。当社が提携する医療機関で先進医療特約・がん特定治療保障特約の対象となる所定の診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申出により、医療機関に対して所定の給付金を直接お支払いします。サービスの対象となる診療費について、お客様に一時的なご負担をいただくことなく、医療機関で診療を受けることができます。サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件については、専用ホームページ(<https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/tyokusetsu/sentaku/index.html>)をご確認ください。

⚠ サービス利用にあたってのご注意

- ・診療を受けられる前に最新の提携医療機関をご確認ください。
- ・診療を受けられる前に、当社への事前連絡が必要となります。
- ・先進医療特約は、2023年6月現在、重粒子線治療、陽子線治療が対象です。
- ・給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、当社所定のお取扱条件を満たす必要があります。

給付金の直接支払サービスご利用イメージ



サービスの対象となる医療機関は、下記の二次元コードを読み取ってご覧ください。



サービスに関する
お問合せ・連絡先

保険金請求受付
専用ダイヤル

☎ 0120-536-338

受付時間

平日 9:00～18:00/土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

保障一覧

主契約

適用
保険料率

早期
治療
支援

がん
特定
治療
保障

入院
一時
給付金

先進
医療

サービス

保険料表

Q & A

注意事項

ご検討にあたりご注意いただきたいこと

① がんに関する不担保期間のお取扱いと診断確定について

・この保険の主契約・次の特約については、**主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。**

主契約・特約	不担保期間の取扱い
あんしん治療サポート保険R	不担保期間終了まで*1にがん*2に罹患した場合、 <u>がん*2による給付金のお支払いはいたしません。</u> この場合、不担保期間終了後に新たにがん*2に罹患されても、 <u>がん*2による給付金のお支払いはいたしません。</u>
がん特定治療保障特約	不担保期間終了日の翌日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで*1にがん*2と診断確定された場合は、 <u>特約は無効となり、給付金のお支払いはいたしません。</u>

*1 責任開始期前を含みます。

*2 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

・悪性新生物・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

② 対象となる疾病について

・この保険の主契約およびがん特定治療保障特約の対象となる疾病の種類は下表のとおりです。

(○:対象、-:対象外)

		がん		特定 心疾患 *4	特定 脳血管 疾患*5	大動脈瘤 ・解離	特定 肝疾患 *6	特定 腎疾患 *7	肺炎	糖尿病 *8
		悪性 新生物 *3	上皮内 新生物 *3							
主契約	I型	○	○	○	○	-	-	-	-	-
	II型	○	○	○	○	○	○	○	○	○
がん特定治療保障特約		○	○	-	-	-	-	-	-	-

*3 悪性新生物、上皮内新生物とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改訂版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。

*4 特定心疾患には、リウマチ性心疾患、高血圧性心疾患、不整脈および心臓弁膜症に分類される疾病は含まれません。

*5 特定脳血管疾患には、一過性脳虚血発作および関連症候群が含まれます。脳動脈閉塞・狭窄に分類される疾病は含まれません。

*6 特定肝疾患とは、慢性肝炎および肝硬変をいい、急性ウイルス性肝炎、アルコール性肝炎、脂肪肝、肝線維症、肝線腫等は含まれません。

*7 特定腎疾患とは、慢性腎炎および慢性腎不全*9をいい、急性腎炎、急性腎不全、ステージ1~3の慢性腎臓病等は含まれません。また、慢性腎盂腎炎、慢性尿細管間質性腎炎等は慢性腎炎に含まれません。

*8 糖尿病は、糖尿病腎症、糖尿病網膜症または糖尿病神経障害を伴うものを対象とします。

*9 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

③ 健康還付給付金のお支払いについて

・支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	20~50歳	51~55歳	56~65歳
健康還付給付金の支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

・健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。

$$\text{既払込保険料相当額(月払保険料相当額}^{*10} \times 12 \text{か月} \times \text{健康還付給付金支払対象期間}^{*11} \text{の年数)} - \text{特定疾病治療給付金等の合計額}^{*12}$$

計算の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。

*10 払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(特約の保険料は含みません。)

*11 契約日からその日を含めて健康還付給付金支払日の前日までの期間をいいます。

*12 健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じた特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の合計額とします。(特約の給付金は含みません。)

・健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

④ 主契約の特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金について

・特定疾病治療給付金の対象となる手術は、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている手術、輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植および臍帯血移植)、先進医療(P.22「Q&A」)に該当する手術とします。

・同一の種類の疾病により同一の日に特定疾病治療給付金および特定疾病通院給付金のお支払事由に該当したときは、特定疾病治療給付金のみをお支払いし、特定疾病通院給付金はお支払いしません。

⑤ 保険料払込みの免除について

・以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

・病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき

・不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

・主契約の保険料払込み免除事由に該当したときは、特約の保険料のお払込みも免除されます。

⑥ 早期治療支援特約について

・この特約は、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。

・この特約は次の①および②のいずれにも該当することをご加入の条件とし、ご加入後に条件を充足していないことが明らかになったときは、この特約は無効となります。

①ご加入の際の告知の日から過去2年以内に対象となる健康診断を受けていること。

②上記①の健康診断の結果、P.11の健康診断の項目*13について要再検査*14、要精密検査または要治療の指摘を受けていないこと*15。

*13 糖代謝や腎機能には、血糖やクレアチンを含みます。

*14 健康診断の受診日から12か月経過後に再検査が必要との指摘を受けた場合を除きます。

*15 指摘を受けたものの、その後、医師の診察・治療等を受けた結果、異常がなくなるとは治癒した旨の診断を受けている場合を含みます。

7 入院一時給付金特約(特定疾病治療保険用)について

・同一の疾病^{*16}により、疾病入院一時給付金が支払われた最終の入院の支払事由が該日からその日を含めて1年以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、1年経過後に再入院が継続している場合を除きます。

***16** 医学上重要な関係がある疾病を含みます。

・同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。

・1回の入院について、疾病入院一時給付金と災害入院一時給付金は重複してお支払いしません。

8 がん特定治療保障特約について

・この特約は、がん特定治療保障特約、がん特定治療保障特約(引受基準緩和型)とあわせて、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。
・給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用に限りま。なお、次の費用は除きます。

・公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます)
・選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。)および先進医療にかかわる技術料
・遺伝子パネル検査にかかわる費用

・患者申出療養は、療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により患者申出療養でなくなっている場合は、お支払いの対象となりません。

・診療計画^{*17}において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれるときは、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。

・診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度^{*18}とします。

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合 ^{*19}	次のア、またはイのいずれか大きい金額 ア、医薬品の販売単価 ^{*20} の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ、500万円(一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します。)

***17** 入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。

***18** 一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②アの合計額または②イのいずれか大きい金額を限度とします。

***19** 厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に記載されていない医薬品を含みます。

***20** 医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算すること等により算出します。

9 先進医療特約について

・この特約は、先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)、がん先進医療特約とあわせて、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。

・先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。

10 給付金のお支払事由等の変更について

・各種制度の改正等により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の許可を得て、下表のとおり給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

変更事由	給付金のお支払事由等を変更することがある主契約・特約
公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化	主契約の給付金(特定疾病治療給付金、特定疾病通院給付金)、早期治療支援特約、がん特定治療保障特約、先進医療特約
健康診断項目の改正	早期治療支援特約

11 解約返戻金について

【基本保障部分および付加される特約】

・保険期間を通じて解約返戻金はありません。

【健康還付特約】

・健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。

・解約返戻金の額は、保険契約の型、適用保険料率、契約年齢、性別、保険料の払込年月数、経過年月数および特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の支払額により異なります。

・ご契約を途中でやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の支払額によっては、解約返戻金が多くなることがあります。

・健康還付給付金支払日以後は、解約返戻金はありません。

・特約のみの解約はできません。

・健康還付給付金支払日が到来する前に被保険者が死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしていません。

12 早期治療支援特約、先進医療特約、がん特定治療保障特約の更新について

・早期治療支援特約、先進医療特約およびがん特定治療保障特約について、保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで(早期治療支援特約は75歳まで)自動的に更新されます。

・更新後の特約の保険期間は、それぞれ次のとおりです。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)

・早期治療支援特約および先進医療特約・・・10年

・がん特定治療保障特約・・・5年

・特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払回数・支払額を通算して適用します。

・更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。

・更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

13 給付金の設定額について

・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金の上限額までご加入いただけないことがあります。

14 配当について

・この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

給付金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。(指定代理請求特約)

被保険者である給付金等の受取人が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

指定代理請求人は、給付金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者・被保険者の直系血族・被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者と同じく、または生計を一にしている方
- ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

指定代理請求人からのご請求に対して給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても給付金等をお支払いしません。

代理請求により給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨のご連絡はいたしません。給付金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)から契約内容についてご照会があったときは、給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名を察知される可能性があることをご了承ください。

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

給付金等の請求のご連絡先

● 保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

● 当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

